

令和7年度 地域福祉活動助成事業

サロン活動
見守り活動
助成金交付

Q&A

BOOKLET

社会福祉法人
前橋市社会福祉協議会

地域福祉課 地域福祉係 TEL 027-237-1142

1 どのような団体でも、サロンや見守り活動に申請をすることができますか？

A サロンは様々な団体が申請できますが、見守り活動は自治会のみ申請することができます。

サロンは自治会をはじめ、老人会やボランティア会など様々な団体が運営をしている町があるため、申請できる団体を定めていません。一方、見守り活動は自治会が中心となる活動に限っています。

また町社協は「町社協運営費助成交付」から取り組んでいる活動に対する助成金を交付しているため、「サロン活動助成交付」および「見守り活動助成交付」には申請できません。

2 町社協の設立を検討している場合、こちらの助成事業には申請できないのですか？

A 町社協の設立をしていなければ申請は可能です。

まだ町社協が立ち上がっていない町の活動であれば「サロン活動助成交付」および「見守り活動助成交付」に申請をすることができます。このあと町社協が設立し「町社協運営費助成交付」に申請をした場合、これらの差額のみを交付します。詳しい交付額や事務手続きについては地区担当職員までご相談ください。

3 「見守り活動」とはどんな活動のことをいいますか？

A 早期発見や孤立防止などを目的に、町の実態に合わせた「見守りの体制づくり」の活動です。

見守り活動は「訪問する活動」だけではなく、地域を気にかけて異変に気付く「見守りの体制づくり」も活動の一つとしています。

見守りの体制づくりの例：

連絡経路の作成

異変に気付いたとき誰に連絡をするのかを確認する

関係者会議の開催

活動中に気付いたことや対処方法などを共有しあう場

活動の広報

町の広報に活動状況を掲載し町全体の意識を高める

4 通帳コピーの提出は必要ですか？**A 通帳のコピー（表紙と表紙の裏面）は必ず添付してください。**

原則申請書を提出していただく際には、必ず一つの振込先口座を指定していただくようお願いしています。

5 申請書の「代表者」は自治会長以外にしてもよいでしょうか？**A 自治会長以外を代表者にさせていただいても構いません。**

サロンについてはさまざまな団体が取り組むことを想定していますので、自治会長でない方が代表者となっていて構いません。また自治会長の承認を得ることは要件としていません。ただし、町単位の活動の場合は、自治会長に日頃から活動のことを共有・報告し、活動への理解を得られるようご配慮をお願いいたします。

見守り活動については自治会の活動としていますが、自治会が実施していれば代表者は自治会長でない方にさせていただいても構いません。自治会が実施する活動は自治会長を代表者とすることがほとんどですが、自治会内で見守りの担当者を決めているなどの場合は、その役割の方を代表者としていただいても構いません。



6 サロンと見守り活動を申請しようと思いますが、別々の口座に振り込んでもらうことはできますか？

A 別々の口座でも構いません。それぞれの通帳コピーを提出してください。

サロンと見守り活動の助成金をそれぞれ別の口座に振込希望する場合は、各口座の通帳コピーを添付してください。サロン活動を複数実施していて助成金をそれぞれ別の口座に振込希望する場合も同様です。

7 サロンだけ申請していましたが、年度途中からでも見守り分を追加で申請することはできますか？

A 追加で申請していただくことは可能です。

追加で申請する場合は、「見守り活動助成交付」をご提出いただく必要があります。申請書の作成については地区担当職員までお問い合わせください。

8 サロンを複数運営しています。申請書にはサロン1件分の情報しか書く欄がありませんが、どうすればよいですか？

A 「サロン情報シート」（水色の用紙）をご使用ください。

市内にはサロンが複数ある町がいくつかあります。一つの申請に複数のサロンをまとめた場合は、サロン情報シートに2件目以降の情報を記載し、申請書に添付してご提出ください。

9 報告書の提出はいつですか？領収書コピーの添付は必要ですか？

A 提出は令和8年3月～4月頃、領収書コピーの添付は不要です。

今までの助成金と同様に、年度末の2月から3月頃に提出依頼として通知や様式を発送する予定です。領収書コピーの添付は必要ありませんが、報告書に添付していただいた場合は参考としてお預かりします。

10 繰越金が発生してしまってもよいですか？

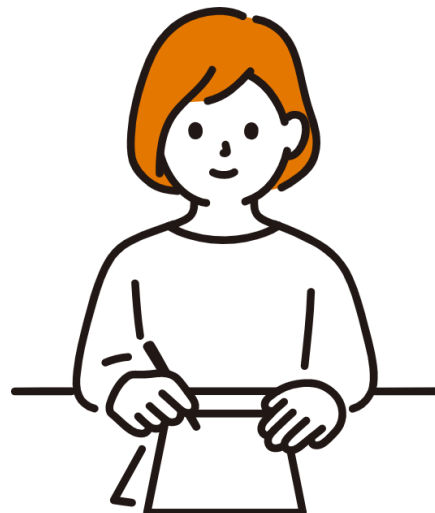
A なるべく発生しないようにお願いしていますが、次年度に繰越していただいても構いません。

繰越しをしてはいけないと定める要件はありませんので、基本的に問題はありません。しかし繰越金の額があまりにも大きくなっている場合、次年度の助成金は不要と見なし、交付対象としない場合もあります。一方で「次年度に大きな備品を購入する予定でどうしても繰越しをしなければならない…」等、各町によってさまざまな状況があるかと思しますので、随時地区担当職員までご相談ください。

11 見守り活動もサロン保険に加入することはできますか？

A 「訪問による見守り」は、サロン保険の補償対象になりません。

サロン保険は、担い手や参加者が公民館に集まる「通いの場」活動について往復途上も含め保障される保険です。よって担い手の皆さんがチラシを配ったり、見守りに行ったりする活動は補償対象外となってしまいます。サロン活動として、見守り活動と横断的に行うような活動の場合の保険については、自治会や活動団体が加入している保険の補償対象に含まれるかをご確認ください。また団体で加入している保険が使えない場合は、随時市社協までご相談ください。



12 紙面の申請書は黄色の用紙でしたが、データで作成したため、白い用紙に印刷しても問題ありませんか？

A 白い用紙でも問題ありません。

申請書の見分けをつけるため色付きの用紙を使用していますが、白い用紙に印刷してご提出いただいても構いません。

13 申請書のメール提出や、通知等のメール配信は可能ですか？

A メールでの提出は可能です。また指定いただいたアドレスへ案内や通知を送付することもできます。

申請書のデータ提出については「chiiki@mae-shakyo.or.jp」まで送付してください。

今後の通知等をメールで受け取りたい場合は、申請書表面の「Eメールへの通知希望」にチェックを入れ、必ず「chiiki@mae-shakyo.or.jp」まで【町名・団体名・氏名】を記載したメールを送信してください。

これはアドレス違い・送付漏れを防ぐための作業ですのでご協力をお願いします。昨年度メールでやりとりをさせていただいた団体につきましても、改めてメールの送信をお願い致します。

また申請書様式のデータについては、前橋市社会福祉協議会ホームページでのダウンロードも可能ですので併せてご活用ください。 <https://www.mae-shakyo.or.jp/chiiki/salon/salon.html>

